一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　北上都市計画道路事業３・３・４号笹長根成田線及び花巻都市計画道路事業３・４・３号花巻石鳥谷線
三　事業施行期間　自令和三年一月十四日至令和十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　令和３年国土交通省告示第十五号の事業地のうち岩手県北上市飯豊２３地割及び飯豊２４地割地内において事業地を変更する。
使用の部分　令和３年国土交通省告示第十五号の事業地のうち岩手県北上市飯豊２３地割及び飯豊２４地割地内において事業地を変更する。
五　収用又は使用の手続が保留される事業地
収用の部分　岩手県北上市村崎野１９地割、村崎野２０地割、飯豊２３地割、飯豊２４地割成田１９地割、成田２０地割、成田２１地割及び成田２２地割地内　花巻市成田第１９地割及び山の神地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年二月三日
関東地方整備局長　橋本　雅道
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年関東地方整備局告示第二百四十一号水戸・勝田都市計画工業団地造成事業常陸那珂工業団地第一期拡張地区造成事業
三　事業施行期間　自令和五年十二月二十六日至令和九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

人事異動

内　閣

（警察庁警備局付）警視正　藤森　敬子
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）に転任させる
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に併任する
（警察庁警備局付）警視正　津村　優介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（公正取引委員会事務総局経済取引局長）内閣府事務官　大胡　勝
（公正取引委員会事務総局官房審議官（取引適正化担当））同　向井　康二
（厚生労働省雇用環境・均等局長）厚生労働事務官　田中佐智子
（中小企業庁次長）経済産業事務官　山本　和徳
（中小企業庁事業環境部長）同　坂本　里和
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上一月三十日）

内　閣　府

藤村　明子
（大西　明子）
木田　俊昭　藤井　英治　新保　史生
個人情報保護委員会委員に任命する（各通）（一月一日）

最高裁判所

大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　島崎　乃奈
金沢地方裁判所判事に補する
兼ねて金沢家庭裁判所判事に補する
金沢簡易裁判所判事に補する（一月二十二日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事渡邉和義は一月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事兼簡易裁判所判事島村雅之は一月二十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。
令和８年２月３日
国土交通大臣　金子　恭之
国土交通省防災業務計画の修正要旨
一　修正の目的
令和７年７月の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を受け、所要の修正を行った。
二　修正年月日
令和８年１月16日
三　修正の要旨
南海トラフ地震防災対策推進計画に関する所要の修正を行った。

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

沖縄総合事務局最低賃金公示第１号
沖縄地方交通審議会から沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。
答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。
令和８年２月３日
内閣府沖縄総合事務局長　小八木大成
沖縄地方交通審議会の意見（要旨）
１．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「267,950円」を「278,750円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「251,500円」を「262,300円」に、部員「209,350円」を「220,150円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,050円」を「210,850円」に改正することが適当である。
２．沖縄海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「264,750円」を「273,750円」に、部員「201,900円」を「210,900円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

秋田県能代市河戸川字北西山48番地１**白神ウインド合同会社**の工場財団に能代市朴瀬字字藤台190番地６白神ウインド合同会社能代山本広域風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和８年２月３日　秋田地方法務局能代支局